

## (4) 教育課程

### ① 学部・課程・コース等の教育課程

- (a) 学部・課程・コース等の教育課程と各課程・コース等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

#### [現況の説明]

本学の教育学部は平成11年度の大規模な学部改組により、学校教育教員養成課程と総合教育課程の2課程からなる教育体制となった。(図2-1)

添付資料「1999年度履修の手引き」に示されているように、学部共通科目(教養科目、外国語科目、保健体育科目及び情報機器の操作)は両課程とも20単位であり、学校教育教員養成課程では、学校教育基礎科目8単位、専門教育科目94～100単位、卒業論文6単位、自由科目0～6単位で、卒業要件は134単位、総合教育課程では、課程共通科目10単位、コース共通科目12～16単位、専修専門科目66～70単位、卒業論文6単位、自由科目10単位で、卒業要件は128単位である。

学校教育教員養成課程は表4-1に示されるように4コースから成る。それぞれのコースに対し、指導すべき教官を明確にした。全てのコースは異校種・一種・複数免許取得要件を満足することを卒業要件としており、学校種を超えて子どもたちの発達を一貫して見据えながら教育的指導にあたるための力量をつけた人材を養成することを目的としている。その履修形態は1回生ではコース単位での履修、2回生からはコース内の履修分野に所属しての履修という形をとっている。

教育・発達基礎コースは教育学、心理学、幼児教育及び障害児教育の4履修分野を持ち、教育学・心理学履修分野では小学校と中学校、幼稚園又は養護学校、幼児教育履修分野では小学校と幼稚園、障害児教育履修分野では小学校又は中学校と養護学校の免許取得要件を満たす。

言語・社会コースの履修分野は国語教育、社会科教育及び英語教育の三つで、小学校及び中学校(国語、社会又は英語)の免許取得要件を満足する。

理数・生活科学コースには小学校と中学校(数学、理科、技術又は家庭)の免許取得要件を満足するための履修分野として、数学教育、理科教育、技術教育及び家庭科教育の四つの履修分野が設けられている。

身体・表現コースには、音楽教育、美術教育及び保健体育の三つの履修分野があり、小学校と中学校(音楽、美術又は保健体育)の免許取得要件を満足する履修形態がとられている。

それぞれの履修分野のカリキュラムは、小学校における得意分野づくりと中学校その他(幼稚園又は養護学校)での教育に対応できるような人材の養成のために設計されており、

この他に、全てのコースから分属可能な小学校科目「生活」の学修指導に対応するための生活科履修分野がある。

表4-2での、総合教育課程は、少子高齢化、生涯学習化、国際化、情報化といった時代の急変の中で21世紀にふさわしい学生の資質・能力を培う新時代対応型の教育課程として設置された。この課程には、五つのコースがあり、1回生からそれぞれのコースの中の専修に分属して履修をおこなう。

生涯学習コースには、生涯教育臨床、健康・生涯スポーツ及び国際理解教育の3専修があり、それぞれ生涯学習の指導者、生涯スポーツの指導者・支援者及び国際理解の能力ある人材の養成を目的とした教育をおこなっている。

芸術・文化コースは音楽文化及び書道芸術の2専修を持ち、それぞれ総合的・多面的に音楽文化と書道芸術の教育をおこなっている。

文化財コースは古文化財科学及び文化財造形の2専修から成り、前者は古文化財についての理学的手法を中心に、後者は文化財の美術工芸的視点を中心として文化財全般に渡る教育をおこなっている。

環境教育コースには、地域環境及び自然誌の二つの専修があり、前者は地理学・政治学・社会学の視点による地域環境、後者は生物学・地学の視点からの自然環境についての教育を中心としている。

科学情報コースは二つの専修からなり、情報数理専修では数学と情報科学との関連において情報についての教育をおこない、物質情報専修は物理学・化学・工学を基礎とする多様なコンピュータ活用の教育を中心としている。

総合教育課程のカリキュラムは学際的、多面的、教育的色彩が特色である。

#### [点検・評価]

学校教育教員養成課程及び総合教育課程のカリキュラムは双方とも、現代社会を見据えた教養を身に付けるための教養科目等からなる学部共通科目、それぞれの課程、コースの共通基礎科目、更に、それぞれの履修分野、専修の専門科目により、「幅広く深い教養」と「総合的な判断力」を持つ「豊かな人間性を涵養」すべく設計されている。

平成11年度の学部改組と新教育職員免許法に対応するために、統合化教員養成課程ともいうべき学校教育教員養成課程においては教科専門科目の精選縮小と教職科目の拡大充実を計り、総合文化科学課程の改組拡充による総合教育課程においてはそのカリキュラム構造の大きな見直しを計った。また、新たな現代的な教職科目とそれぞれの専修特有の専門科目を開設し、「専門の学芸の教授」においても現代社会への対応に視点をおいた教育をおこなっている。それぞれの履修分野及び専修は現在及び近未来の社会的ニーズに応え、学校教育現場及び学校外の社会における教育的指導の役割を遂行できる人材育成を目的としているが、この報告書を作成している段階では学部改組後2年目であり、未だ全般的な評価をおこなう状況にはない。今後の推移を見て評価していくことになる。

表4-1

## 学校教育教員養成課程 教育分担表

コース名	履修分野名	担 当 教 員	副 担 当 教 官
教育・発達基礎	教育学	梅村佳代 八尾坂 修 小野擴男 渋谷 真樹	岡本定男 小柳和喜雄
	心理学	玉瀬耕治 若杉弘子 藤田正	豊田弘司
	障害児教育	大井正巳 玉村公二彦 田辺正友 越野和之	
	幼児教育	上野ひろ美 福井一 瓜生淑子	
言語・社会	国語教育	加藤久雄 杉本優 松川利広 棚橋尚子 眞鍋昌弘 前田宏幸 川北泰彦	
	社会科教育	竹田有 岩本廣美 田淵五十生 今正秀 本城正徳 森伸宏 伊豆蔵好美 佐野誠	川北文雄 淡野昭彦 根田克彦 渡邊伸一
	英語教育	北弘志 伊東治己	奥田喜八郎 門田守
理数・生活科学	数学教育	重松敬一 日野圭子 神保敏弥 川崎謙一郎 南春男	浅井照明 河上哲
	理科教育	久保武治 松村竹子 須田紘太郎 村勉樹 田崎健史 山本弘一 西田史朗 森崎祥子 松村佳子	前田喜四雄 和田穰隆彦 谷口真人 中村井淳 中田聡三 賀章三
	家庭科教育	柳川良樹 鈴木洋子 湯川聰子 杉山薫子 米山京子 井潤子 村田道代	
	技術教育	谷口義昭 吉田武尚 六田嘉明 吉田誠 森元時夫	堀端眞彦
身体・表現	音楽教育	石崎一夫 福田清美 古川由美 宮下俊也	矢田部義弘 前田則子
	美術教育	梶田幸恵 宇田秀士 比留間良介 西野慎二	脇田宗孝 山岸公基
	保健体育	岡澤祥訓 中井隆司 木村真知子 若吉浩二 北村陽英	小野桂市 中高橋昭仁
	生活科教育		谷口義昭 鳥居春己 前田喜司雄 森本弘一

(平成12年4月1日現在)

表4-2

## 総合教育課程 教育分担表

(平成12年4月1日 現在)

コース名	専修名	担当教官	副担当教官
生涯学習	生涯教育臨床	岡本定男 豊田弘司	梅村佳代 生田周二 小野擴男 小野昌彦 玉瀬耕治 杉若弘子 藤田 正 渋谷真樹 八尾坂修
	健康・生涯 スポーツ	小野桂市 中谷 昭 高橋豪仁	木村真知子 北村陽英 若吉浩二
	国際理解教育	奥田喜八郎 門田 守 竹原威滋 平田一郎	高橋孝二
芸術文化	音楽文化	矢田部義弘 前田則子	石崎一夫 福田清美 古川由美
	書道芸術	松本宏揮 吉川美恵子 福光佐今 豊田宗児	
文化財	文化財造形	脇田宗孝 大山明彦 山岸公基	比留間良介 西野慎二
	古文化財化学	長友恒人 平賀章三 三辻利一	
環境教育	地域環境	川上文雄 根田克彦 淡野明彦 渡邊信一	
	自然誌	北川尚史 和田穰隆 谷口真人 松井 淳	須田竝太 鳥居春己 田崎健郎 野村 勉 西田史郎
科学情報教育	情報数理	浅井照明 河上 哲 伊藤直治	加藤久雄 南 春男 神保敏弥 川崎謙一郎 藤原公昭
	物質情報	柳澤保徳 梶原 篤 中田 聡 堀端眞彦	久保武治 松山豊樹 谷口義昭 山崎祥子 松村竹子 中村元彦 六田嘉明 森元時夫 山邊信一

## センター等 担当教官

担当部門	担当教官
附属教育実践総合センター	藤原公昭 山邊信一 生田周二 小野昌彦 小柳和喜雄
附属自然環境教育センター	前田喜四雄 鳥居春己
留学生及び日本語・日本事情 担当	澤田田津子 頓宮 勝

#### [長所と問題点]

学校教育教員養成課程は異校種・一種・複数免許取得要件を卒業要件とした統合化教員養成課程である。この課程は一般的には義務教育における教員（一部、幼稚園教員及び養護学校教員）の養成を目指したものであり、小学校教育にも中学校教育にも対応できる人材の育成を目的としている。つまり、小学校においては得意分野を持つ教員、中学校においては教職科目に強い教員、また、義務教育全体を見渡せる教員の養成を目的としている。この長所がどのように生かせるかは今後の教員需要の推移とも関係する問題であり、現時点では、個々の技術的問題を別にすれば、カリキュラムにおける問題点を指摘することはできない。

総合教育課程のカリキュラムはそれぞれの専修の理念が強くでており、専修における専門性の追求という点ではその目的意識がかなりよく表れている。一方、コースとしての統一性、課程としての共通理念が明確に現れていないきらいがある。今後、カリキュラム内容の改善が求められることもありうる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度の学部改組と新教育職員免許法への対応は、集中した論議の中で遂行されたが、時間的に細部に渡る検討を欠いた部分が存在していると思われる。現在、本学は平成10年10月の大学審議会答申をうけた改革を実施中であるが、この改革の中で、カリキュラムにおける細部の変更の必要性が問われることになると思われるが、改組以来、1年有余の短い期間しか経過していない現時点では、具体的改善策の提示は時期早尚と思われる。

- (a1) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・課程・専攻の理念・目的、学問の体系並びに学校教育法第52条との適合性

#### [現状の説明]

学校教育教員養成課程は表4-1での4コースから成り、2回生からは15履修分野のいずれかに分かれて学修する。学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を機軸にすえて実践力豊かな教員を養成する本課程の目的を実現するために、卒業要件として、異校種複数的一种免許状所要資格の取得を義務づけている。したがって、専門教育は教育職員免許法で規定する諸科目を中心に展開しているが、学生側から見れば、免許状の組み合わせに対応した4種類の標準履修課程表のいずれかに則った履修となる。

具体的に履修基準を示すと、卒業要件単位数134単位の内、「小一種・中一種」では、教職科目52単位、教科専門科目28単位、「幼一種・小一種」では、教職専門科目66単位、教科専門科目8単位、「小一種・養学一種」では、教職専門科目46単位、教科専門科目8単位、「中一種・養学一種」では、教職専門科目32単位、教科専門科目20単位であ

る。養学一種を含む場合には特殊教育専門科目23単位を、またすべての組み合わせにおいて、教科または教職専門科目10単位、履修分野専門科目10単位を要件としている。なお、大学での学修の総まとめとしての卒業論文には6単位が充当されている。

総合教育課程は5コース、11専修から成る。教育職員免許状所要資格の取得を義務づけていないため、卒業要件単位数は128単位であるが、各専修の学修内容と深く関わる教科の中一種・高一種免許状は、若干の努力で所要資格取得可能なようにカリキュラムを工夫している。

具体的に専門科目の履修基準を示すと、「生涯学習、芸術文化コース」では、コース共通科目12単位、専修専門科目70単位、「文化財、環境教育、科学情報教育コース」では、コース共通科目16単位、専修専門科目66単位である。本課程の卒業論文にも6単位が充当されている。

なお、課程共通科目に位置付けられてはいるが、「総合フィールド演習」は、実践的・技術的・広域的・応用的なフィールド性をもった、各コース・専修単位にあつての専門科目である。

#### [点検・評価]

学校教育教員養成課程の専門教育科目は、その学修を通して深く専門の学芸を身につけ、知的、道徳的及び応用的能力の展開が十分可能となるよう考慮されている。また授業の方法も講義、演習、実験、実習もしくは実技と、それぞれの理念・目的を達成するに相応しいよう、多様な方法でバランスよく構成されている。本課程の専門教育科目は、本学の目的のひとつである「特に有能な教育者を育てる」ために、開学以来さまざまなカリキュラム改革を経て確立されてきたものを基本とし、さらに平成10年度の教育職員免許法等の改正にも対応した、十分に工夫されたものとなっている。

総合教育課程の専門教育科目の多くは、平成7年度に開設された総合文化科学課程のそれを基本としているものの、本課程への拡充・再編にもなつて、カリキュラム改訂を実施したばかりであり、まだ評価できる時期ではない。各専修の目指す養成すべき人材像との関わりにおいて、4年後以降、本課程の卒業生がどのように社会にはばたいていくのか、今後の課題として、さらに点検・評価を続けることが必要である。専修によっては、課程共通科目の一部の科目が、コース共通科目や専修専門科目にも位置付けられていたり、専修専門科目の選択自由度が限定されていたり、また、コース共通科目と専修専門科目の卒業要件単位数がコース間で不揃いであったり、等の問題点も気づかれており、一層の点検・評価が必要である。

#### [長所と問題点]

学校教育教員養成課程では、①義務教育を幅広く見渡し、異校種に柔軟に対応できる教育的力量、②授業・教育指導のための実践的力量、③問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量、④現代的課題への積極的な対応力、の4つの力量形成を目指したカリキュラムを工夫している。1回生では、教育現場からの発信をも含む「現代教師論」、2回生では

介護等体験、3回生では4週間の教育実習、4回生では3回生時と異なる校種での2週間の教育実習、また「事前・事後指導」も2単位と、徹底して教育現場から学びながら、実践力を培うことを保証するカリキュラムである。ただ、選択した履修分野の教科等学修が2回生から始まるが、免許法で規定された教科に関する科目を除くと、卒業要件総単位数との兼ね合いも合って、各履修分野専門科目が10単位とやや少ないことが問題である。介護等体験が単位化されていないことも問題であろう。

総合教育課程では、前身の総合文化科学課程の財産を継承し、少子高齢化・生涯学習化・国際化・情報化といった時代の急変状況の中で生起する、今日的課題を学際的に探求する、各専修それぞれに工夫されたカリキュラムを展開している。新たに開設された「総合フィールド演習」は、例えば文化財発掘現場や企業・自治体でのインターンシップ性を根幹とする演習で、本課程共通のユニークな専門教育科目である。なお、今後の時代変化をも見通して、教育職員免許状所要資格も、卒業要件に若干の単位を上乗せすることで取得可能にはなっているが、それは学生の選択に任されているため、却って専修固有の目的が希釈されてしまう懸念が無いではない。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

教員養成系大学・学部の学生定員削減を受け、さらに平成10年度の教育職員免許法等の改正をも踏まえて、本学は学部改組を行ったばかりであり、新カリキュラム発足から1年余りの現時点において、将来の改善・改革に向けての方策を云々できる段階ではない。ただ、あまりに短兵急な改組であったため、十分に検討され尽くしたものとは言い難く、すでに明らかになった前述の問題点等は、克服される必要がある。

新免許法施行に伴い新設された「教職に関する科目」、総合教育課程設置に伴い各専修の理念・目的に沿って新設された授業科目等は、多岐多数にわたっており、一見、学生の選択履修幅の多様性を保証しているように見えるが、時間割構成上の問題もあり、実質的には必ずしも自由度は高くはない。少なくとも今後3年間は継続する新旧両カリキュラム展開の移行期が終了すれば、おのずと一定程度は改善されると予想されはするものの、何よりも教員の負担増は度し難く、定員削減による後任不補充も相俟って、カリキュラムの精選スリム化を検討することが焦眉の課題である。

#### (a 2) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

#### [現状の説明]

大学審議会の答申に教養教育の理念である「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」に沿って、本学として教養科目を立てている。

本学では教養科目は、「特殊化された専門知識・技能の修得とは対照的に、人文・社会・自然科学全般の展望と、それらの相互関係に関する理解を得るための科目」であり、「教養科目の履修をとおして、幅広く深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性の形成に役立てる」ことを目指して編成している。開設されている授業科目は以下の通りである。

(表4-3)

教養科目は、A群とB群から構成され、履修年次は原則として1回生及び2回生としている。A群は、人文社会系科目を中心として歴史、文化、国際理解、芸術、社会、情報などの分野について、また、B群は、自然系科目を中心として自然、健康、生命、環境、人権などの分野について、多様で広範囲な話題を提供し、総合的な理解力と判断力を伸ばし、批判的・創造的に物事に対処できる力を育成しようとするものである。

「情報機器の操作」は教育現場で必要となる情報機器の操作、および情報処理能力の育成をはかることを目的として開講している。具体的には、インターネット上の情報収集・発信技能の習得、電子メールによるデジタルコミュニケーション能力の育成、ドキュメント作成によるプレゼンテーション技法の習得、などを目標としている。

保健体育の目的は、(1)生活習慣病など現在の健康に関する問題点を理解し、より健康な生活を実践してもらい、(2)これまで、長年にわたり変遷してきたスポーツ文化を理解し、生涯を通じてスポーツに親しむ能力を養う事である。

#### [点検・評価]

##### 「教養科目」

教養科目は、現代社会に生きる若者の人間形成にとって必要な教養を培う場と考えて講義を行っており、その中で本学の教員の専門諸科学における力量が十分発揮できるような科目となっている。

##### 「情報機器の操作」

どのレベルにまで多くの学生が習得し、社会的にも使いこなすことができるかということが検討課題である。また教育学部出身者として、人に教えるときに分かりやすく指導できるかということも重視している。

#### [長所と問題点]

先ず、長所について述べる。

「教養科目」は、奈良という地域性を生かした科目があることや、あるキーワードを元にして複数の教員によって運営されているものもある。本学の教養科目は、非常勤講師に頼らず本学教官により開設されている。また、少人数制により習得の向上をはかる講義がある。

「情報機器の操作」は、大学での学習・研究活動において必須の情報機器の操作や情報交換・情報処理の技法を修得できる講義として、学生・教官双方のニーズに合致している。

「保健体育」は、1クラスの人数が70人くらいでそれほど多くない、体育と保健の2つの分野の専門家の話が聞ける。



次に問題点を指摘する。

「教養科目」は、授業内容が教科の専門入門となっているように見えるものもある。学生側からみると、それでどういう教養が身につくのがわかりにくいという問題点もある。また時代の変化に対応した教養を考えていく必要がある。しかし、それを常に点検し、改善をしていく余裕がない。適度な受講容量の観点から、受講人数が多いと抽選などの方法によって人数を制限せざるを得なく、学生が常に取りたい科目を履修できるわけではないが、反面、大人数で適切な講義が行えるかどうかの判断が困難である。

「情報機器の操作」は、今後、中学・高校において基本的な器機の操作を習得することになり、また、家庭にもパソコンが普及していくため、大学での講義では、より高度な情報処理に対応できることが期待される。例えば西暦 2003 年度より新たに設定される高校普通教科「情報 A, B または C」での履修項目を検討し、大学での授業内容を組み立てる必要がある。一方で、受講者の技能レベルの格差は増大するであろうから、よりきめ細かな対応も必要とされる。例えば、教材のユニット(モジュール)化を進め、自学自習を支援するシステムが求められる。また情報倫理的素養の教育が必須となる。

「保健体育」は、リレー形式でつながりがない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

「教養科目」は、問題点でも触れたが、時代の変化に対応した教養とは何かを考えていく必要がある。現在は、授業科目は、それぞれの授業科目を出講している講座・専攻の議論に委ねられている。今後、全学的な視点からの点検・評価の組織づくりが必要となる。

「情報機器の操作」は、今後、中学・高校において基本的な器機の操作を習得することになり、受講者の技能レベルの格差は増大するであろうから、よりきめ細かな対応も必要とされる。例えば、教材のユニット(モジュール)化を進め、自学自習を支援するシステムが求められる。前途の情報論理の教育は、モラルやネットワーク利用のエチケット及び著作権等、情報科学以外の法学の専門家の協力も必要となる。幸い教育学部での多分野での教官の交流がある背景で、情報倫理教育へのそのような専門家の部分的参加で、この内容の充実が期待できる。

「保健体育」は、一人の教官がある程度の時間数を担当し、細切れにならないようにする。保健体育教官それぞれの専門の最先端の話しをしてもらう。

(a 3) 外国語科目の編成における学部・課程の理念・目的の実現への配慮と  
「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための  
措置の適切性

〔現状の説明〕

平成 10 年度まで、英語・独語・仏語での合計 8 単位以上の必修選択方式を取っていた。平成 11 年度からの学部改組に伴い、全学共通の外国語科目 4 単位から 6 単位の範囲での

履習方式に変更された。この変更の理由の1つとして、学校教育教員養成課程に共通必修科目として「外国語コミュニケーション（2回生前後期、1単位ずつで2単位）」の導入された事がある。この単位数の変更とともに、国際化の進展を考慮し、中国語も新に開設することになった。英語・独語・仏語及び中国語の4つの外国語の履修方法と受講すべき時期を表4-4に示す。

外国人留学生については、従来から、日本語が履修できるよう配慮している。

英語については、英語Ⅰは、学校教員養成課程5クラス、総合教育課程5クラスに編成し、両課程に1つずつ英語話者（外国人教師）が担当するオープンクラス（英語授業）を開設して希望者で編成する。英語Ⅲは、5クラスのまま専攻を細分化して少人数編成とし、ここでもオープンクラスを開設して運用面での充実を目標にしている。

独語・仏語・中国語については、入学生に履修のアンケート調査を実施している。これに基づき、独語Ⅰは6クラス、仏語Ⅰは4クラス、中国語は2クラスに編成している。独語Ⅱ、仏語Ⅱは、各2クラスずつ開講している。

外国人留学生用には日本語Ⅰ・日本語Ⅱを1クラス開講している。

#### 〔点検・評価〕

大学設置基準の大綱化を受けて、本学独自の外国語科目の改革として、平成8年度より未修外国語の入門クラス（英語Ⅰ・仏語Ⅰ・中国語Ⅰ）は一年間かけて履修するが、その他の科目は、原則として半期1単位制として、学生が履修しやすいよう配慮した。

さらに、履修単位を、保健体育科目2～4単位と連動して、外国語科目4～6単位と幅を持たせ、学生に選択の自由を与えた。

英語については、外国人教師を採用し、ネイティブ・スピーカーによる授業をできるだけ多くし、全学生に開かれたオープンクラス制を採用し、できるだけ多くの学生が選択できるよう工夫している。なお、海外授業も行っている。

コンピュータを使った授業やLL教室を活用した授業など機器を使用した授業も多く行っている。LL教室でなくとも、ビデオやカセット・テープを使った授業数を多くし、かつ、学生による外国語のプレゼンテーションも行わせている。

外国語会話等に関しては必修外国語科目の外国語と専門科目との繋がりを維持し、「外国語コミュニケーション」、「国際コミュニケーション演習」への一層の発展的・合理的なカリキュラムになるよう努力している。

#### 〔長所と問題点〕

少人数の授業展開は教育効果を上げる点で大いに機能している。

また、英語においては1回生から4回生まで、必ず外国人に接した授業が受けられるように工夫している点は、学生の外国語学習への意欲の向上に貢献している。その一方で、少人数制や工夫を凝らした会話中心の授業構成は教員の負担となっている。学生の要望に応じ、授業を会話中心にしたり、あるいは専門的な講読中心にしたりして、努力を払っている。しかし、教員側の意図する語学力養成の在り方が、すべての学生の履修希望傾向を

満たすことは難しいと痛感している。

平成10年度より非常勤講師による中国語Ⅰを2クラス開講したが、学生の履修希望に応じるため、さらにクラスを増やす予定であるが、専任の教官が配置されておらず、十分な体制を取れず、苦慮している。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

外国語教育について長年にわたり、指導方法・人数配分・教材開発等、改善と改革を進めてきた。近い将来に実現すべき方策として、外部のテスト（英検・TOEIC・TOEFL・独検・仏検・中国語検定等）をどう組み入れるかの課題である。

#### (a4) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

##### [現状の説明]

##### 学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程の卒業所要総単位数134の内訳は次の通りである（添付資料履修の手引き p.11-12）。カッコ内数字は総単位数に対する割合（%）を示す。学部共通科目20単位（14.9%）、学校教育基礎科目8単位（5.9%）、専門教育科目94～100単位（内、教職専門科目32～66単位（23.8-49.2%）、教科専門科目8～28単位（5.9-20.8%）、教科又は教職専門科目10単位（7.4%）、履修分野専門科目10単位（7.4%）、特殊教育専門科目0～23単位（0-17.1%）、卒業論文6単位（4.4%）、自由科目0～6単位（0-4.4%）。専門教育科目と自由単位は、各標準履修課程表により、必要修得単位数が異なる（添付資料履修の手引き p.13-33、p.129）。開設授業科目数は、選択必修科目の場合、概ね所要単位数の2～3倍開設されている。

##### 総合教育課程

(1) 卒業所要単位に占める授業科目の量的配分について（添付資料履修の手引き p.59-61）

総合教育課程では、次の科目から構成される。カッコ内数字は、総単位数での割合（%）を示す。学部共通科目20単位（15.6%）、課程共通科目10単位（7.8%）、コース共通科目12～16単位（9.4-12.5%）、専修専門科目66～70単位（51.6-54.7%）、卒業論文6単位（4.7%）、自由科目10単位（7.8%）。

(2) 開設授業科目の量的配分について

課程共通科目、コース共通科目、専修専門科目ともに、必修科目と選択必修科目から構成される。課程共通科目とコース共通科目の選択必修科目数は、共に必要単位数の概ね2～3倍開設されている。専修専門科目の必修科目と選択必修科目の割合は、専修に独自性を持たせているため異なるが、選択必修科目は必要単位数の概ね2～3倍開設されている。

##### 両課程共通

(1) 教養科目の量的配分について

教養科目の一覧（33授業数）について、履修の手引き p.5 に示した。A群（人文科学

系)とB群(自然科学系)に分類している。前期3コマ、後期2コマまで受講可能である。平成11年度前期については、1コマに対する受講生数は約76名であるが、受講生130名以上が4コマ、逆に30名未満が3コマとばらつきもあり、今後検討すべき事項である。

(2)外国語科目について

外国語科目については、(a3)項目の中で示した。

[点検・評価][長所と問題点]

両課程ともに、それぞれの設立目的に合わせた教育体制とカリキュラムの全面改正を終えたばかりであり、現時点での評価は困難であるが、教養科目のA群・B群の開設科目数、受講生数におけるばらつきの是正、専門科目の開設数の是正などにより、さらに改善を重ねていく予定である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

個々の授業科目だけでなく、カリキュラム全体に対する評価を定期的の実施し、授業科目の量的配分とその適切性、妥当性について検討していく必要がある。

表4-3

### 教 養 科 目 一 覧

区分	授業科目名	単位数	区分	授業科目名	単位数
A 群	書法に親しむⅠ（漢字）	2	B 群	生命観の変遷	2
	書法に親しむⅡ（漢字）	2		科学の世界	2
	歴史学Ⅰ	2		自然と人間	2
	歴史学Ⅱ	2		考古学と自然科学	2
	歴史学Ⅲ	2		現代物理学入門	2
	西洋倫理思想史	2		母と子の健康科学	2
	魯迅の小説を読む	2		住環境と木材学	2
	英米文学に親しむ	2		光と色の科学	2
	国際理解と人権	2		宇宙と地球	2
	古典のウタを読む	2		人権と問題	2
	教師のための日本語情報処理	2		計算機による文書整形	2
	経済学入門	2		健康とライフスタイル	2
	近代文学の世界	2		食と健康	2
	漢詩をつくる	2			
	現代アメリカの教育と地域社会	2			
	日本語の歴史	2			
	「デモクラシーと法」をめぐる諸問題	2			
	ヨーロッパを旅する	2			
インドの風土と美術	2				

表4-4

### 外国語科目（4～6単位）

外国語（英語・独語・仏語・中国語）の標準履修年次・授業形態。

表中の1又は2は単位数。

区分・授業科目等	1		2		3		4		備考
	前	後	前	後	前	後	前	後	
外国語科目	英語Ⅰ	1	1						半期制
	英語Ⅱ			1	1				半期制
	独語Ⅰ		2						半期制
	独語Ⅱ				1	1			半期制
	仏語Ⅰ		2						半期制
	仏語Ⅱ				1	1			半期制
	中国語		2						半期制

英語・独語・仏語・中国語の中から任意に2カ国語以上を選択し、4～6単位を修得すること。

(b) 教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮の適切性、妥当性

〔現状の説明〕

平成11年度入学者から、教育組織の抜本的改革に伴って、教育課程の編成にあたっては、学校教員養成課程及び総合教育課程ともに、学生の主体的学修の取り組みをより促すために、「履修規定」の整備等によって次のような配慮を行った。

(1) 学部共通科目を構成する4科目のうち、教養科目は8～12単位、外国語科目は4～6単位、保健体育科目は2～4単位というように、それぞれ学生の取得すべき単位数を弾力的に設定した。このことにより、学生はいずれかの科目に重点化を図れるようになっていく。

(2) 教養科目については、文科・芸術系中心のA群、理系中心のB群からそれぞれ4単位以上の取得を必須とした。平成12年度の場合、A群を19、B群を10、それぞれ授業科目を開設している。これにより、学生は自分の関心に応じて選択・履修し得る条件がいろいろ整備されたといえる。また、外国語科目については、英語・仏語・独語・中国語の4か国語に関する授業科目を開設し、うち学生は2か国語以上を選択・履修できるようになっている。

(3) 本学では平成12年4月1日現在、学部の全授業科目1224のうち3割程度について、授業担当者が作成した授業計画（これを「シラバス」と呼んでいる大学もある）を本学ホームページ上で公開している。学生（及び第三者全ての者）は随時自由に検索できるようになっている。また、これとは別に『授業計画』という冊子（平成12年度の場合、A5判・全278ページ）を学生に配布し、とくに1回生の学生が履修する授業科目の全ての授業計画を掲載している。このことにより、(1)(2)に関する学生の選択・判断がより適切なものになっていると考えられる。なお、本学では『授業計画』の冊子作成・配布を平成7年度から、また、ホームページ上での授業計画公開を平成9年度からそれぞれ始め、以降内容は年々充実してきている。

以上のほかに、学生の受講登録に関わって次のような条件整備をしている。

(4) 「履修規定」（第12条）において「学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目の単位数を含め、学校教員養成課程にあつては、原則として44単位まで、総合教育課程にあつては、原則として42単位までとする。」と定めた。これにより学生は、受講登録の際にひとつひとつの授業科目の内容等を事前により吟味する必要性が生じてきている。また、登録した授業科目の単位を取得できない単位を落とす事態が多数発生した場合、この規定により、再登録が困難になることも起きてくるため、学生はより主体的に学修する必要性が生じてきているといえる。なお、平成11年度に上記規定の運用に関する申合せ事項を検討し、平成12年度からは、成績優秀な学生は年間の受講登録単位数の上限を6単位まで上乘せしてもよいことになった。

(5) 従前より、前期・後期の学期初めに学生が受講登録をする場合、第1週終了後までに

登録の確認及び修正をできる機会を与えている。これにより学生は、手続き時の単純ミスによる無駄な登録を防ぐことができるようになっている。

#### 〔点検・評価〕

上記の(1)から(4)までは、入学したばかりの1年次学生が主体的に学修計画を立てられるように、大学として現時点までで考えられる範囲いっぱい整備を進めてきたものである。平成11年度の1年次学生は、およそこれらにもとづいて学修計画を立てている状況が見られ、初期の目的が達成されている。ただし、(4)の年間登録単位数に上限を設けたことについては、今後年次進行に伴う推移を見届けたうえでないと是非の評価はしにくい状況である。

2年次以降の学生が受講することになる学校教員養成課程の教科専門科目、総合教育課程の専修専門科目については、(3)の授業計画の整備を現在進めているところである。

#### 〔長所と問題点〕

(1)に関しては、学生が学部共通科目の中でいずれかの科目に重点化を図れることは学生の主体的学修が促されるが、いっぽうで重点化から漏れた学生が受講しない科目については従前より取得単位が少ないために、学生の力量形成の面で立ち遅れが出る恐れがある。

(2)の教養科目をA群・B群から構成する考え方は良いが、教官の人事異動等の影響を受け、A群・B群を構成する授業科目が年度ごとに多少変動している状況が見られる。そのため、学生が複数年度にまたがった学修計画を立てようとした場合、学生の希望に必ずしも添えない場合が出てきている。

(4)に関して、年間登録単位数に上限を設けた意図は妥当であるといえるが、それが学生に必ずしも十分に伝わっていない状況が見られる。また、他大学等で単位を取得する計画を学生が立てた場合、この上限規定との関わりが現時点では不明確であり、さらに規定の吟味・整備が必要であると思われる。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

(3)の授業計画は今後いっそう充実させていく必要がある。ただし、2年次以降の学生は授業計画を参考にせずに教科専門科目等を選択する場合が現状では見られるため、授業計画の充実とともにこれの活用方法を検討する必要もあろう。また、授業計画と連動させた形で授業評価を確実に実行していくことも必要であると思われる。

### (c) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 〔現状の説明〕

授業科目は、講義、演習、実験、実習、実技から構成させることを学則により定めている。また、学則では、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び体育実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする、と定めている。

講義に関しては、教養科目をはじめとして、現状では15時間の授業をもって1単位としている。履修形態としては、集中講義は別として通常の授業の場合、1週間に2時間の授業を実施、半期30時間で2単位となっている。これは、学生が講義内容を的確に理解するためには本来予習・復習が不可欠であるとの考え方によっている。いっぽう演習に関しては、外国語科目をはじめとして30時間の授業をもって1単位としている場合が多い。ただし、学校教育基礎科目の中の外国語コミュニケーションや学校教育基礎ゼミナールⅠ及びⅡなどのように、15時間の授業をもって1単位としているものもある。

実験、実習及び体育実技に関しては、基本的に30時間の授業をもって1単位としているが、1単位に45時間を費やしている場合もある。

以上とは別に、卒業論文（または制作、演奏等）には6単位をあてている。時間割りのうえで、卒業論文作成指導のための授業時間は定めていないが、提出（または発表）された論文（それ相当の成果）ものに対して評価を行い、単位を認定している。

#### 〔点検・評価〕

30時間の講義に対して2単位を当てる考え方は妥当であると思われる。しかし、平成11年度に実施し得た授業評価アンケート調査の結果による限り、授業によっては、また、学生によっては、講義の前後に予習・復習を行っていない場合が見られ、理念が十分に理解されていない面が見られる。

#### 〔長所と問題点〕

授業科目を講義、演習、実験、実習、実技から構成させ、それぞれの特徴に応じて単位数を当てていくことは、多様な学問・芸術等専門分野からなる教育学部としての本学の実状に適っていると考えられる。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

授業に関する学生の実態把握が急務であると思われる。また、授業を担当する教官側に授業時間と単位数の関係について共通理解をより図っていくことも不可欠であろう。授業の改善によって学生が予習・復習に主体的に取り組むようになることが考えられるため、この面からの検討も必要であろう。前述したように、年間の登録単位数に上限を設けたこ



とにより、授業科目ひとつあたりに費やされる学生の集中力は高まることが期待される。

#### (d) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

##### [現状の説明]

「奈良教育大学学則」第38条には、他の大学又は短期大学との協議に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を受講させることができる旨記されている。しかし、学部レベルで国内の大学・短大とのこの種の単位互換に関する協議は未だなされていない。国外の大学、国際交流協定に基づく交換学生制度を締結しているハイデルベルク大学（ドイツ）、セントラルミシガン大学（アメリカ合衆国）、ロックヘイブン大学（アメリカ合衆国）、嶺南大学校（大韓民国）、ブカレスト大学（ルーマニア）への留学にあたっては、同条第3項に記されるこの規程が準用されている。本学学則第38条第2項に記されるように60単位を超えない範囲で単位互換が行われている。

##### [点検・評価]

留学生は、本学の課程・専修における学習のみでは体得することの難しい学問的・人間的刺激を受け、著しい成長を見せる場合が多い。送り出す側・受け入れる側の双方にとって、これら学習意欲にあふれ、非日常的な異文化経験と広い視野を身につけた学生の存在は、授業、在学、ひいては大学全体の活性化に寄与するものといえ、有意義である。

##### [長所と問題点]

単位互換は上述のように大きな成果を上げつつある。国際交流協定に基づく交換学生の場合は、留学期間を本学の在籍期間に含まれるようにして在籍期間を延長することなく卒業できるようにする履修方法の特例も、充分機能している。ただし、他大学と比較したとき、本学の場合、派遣留学生の単位認定基準等が明文化されておらず、科目担当教官の判断に任されている。また、私費留学生については上記の履修方法の特例が適用されていない。これらの是非については今後検討の必要があろう。

##### [将来の改善・改革に向けた方策]

理念に則しつつ、個性的で社会に開かれた大学を創造してゆくうえで、単位互換制度の拡充は一つの有効な方策となっている。本学では国外の大学からの留学生受け入れについては既の実績を有しており、国内の大学・短大等からの聴講生・留学生の受け入れの促進が今後の重大な課題であろう。地域に根ざした大学として、奈良県および近畿圏所在の大学・短大との具体的な協議に入ることが望まれる。スペース・コラボレーション・システムを活用した教育プログラム・制度の具体化も望まれるところである。

(e) 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性

[現状の説明]

大学以外の教育施設での学習は多くの現行の授業で行われているが、それらはすべて授業科目ないしその一部として実施されているものである。本学の場合、大学以外の教育施設に単位の認定を依頼していない。入学前の既修得単位は、奈良教育大学学則第40条に基づき、教授会の議を経て最大60単位までが認定される。

[点検・評価]

これまでの入学前の既修得単位認定の該当者は大学卒業者か中退者であり、対象人数は多くない。単位認定基準等が明文化されておらず、科目担当教官の判断に任されているのは単位互換制度の場合と同様である。

[長所と問題点]

他大学では入学前の既修得単位について認定される範囲を意図的に狭める細則を設けている例もあるが、他大学中退後の再入学、転入学、編入学が増える傾向にある現状を考えると、本学の体制は弾力的に運用可能な分時宜にかなったものといえる。年間登録（取得）単位数の上限枠との関係で、入学前の既修得単位が認定された分、1回生で登録できる科目数が実質的に減少する例が生じ、新たな問題となっていたが、平成12年度からは翌年次開講の授業科目を履修することを認める特例措置の施行が決定している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後社会人の入学など入学者のいっそうの多様化、それとも関連する学習の場としての教育施設の多様化が予想され、単位認定の方法について教務委員会を中心に検討しておくことが重要である。なかでも学外施設における学習の単位認定については、インターンシップ制を既に試行的に実施している現状に鑑み、早急な検討が望まれる。

(f) 社会人、外国人留学生、帰国子女に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮の適切性

[現状の説明]

帰国子女に対する特別な配慮は現在のところ行っていない。

外国人留学生については国際交流委員会、留学生及び日本国・日本事情担当教官が中心になって留学生に関する様々な問題を検討し、学習しやすい環境を整えるための取り組みを行っている。そして留学生には各々指導教官がつき、きめ細かく学習指導を行っている。

他、1年間各留学生に1人ずつ学生チューターがつき、履修の仕方についてのアドバイスや、日常生活の細々したことについて、必要に応じて面倒を見ている。

又履修について次のような配慮がなされている。

- ①留学生用科目が設けられている。
- ②日本語科目6単位については外国語6単位に替えることができる。
- ③科目等留学生として受け入れている日本語・日本文化研修留学生（国費留学生）には、専門科目を教養科目とみなす。
- ④姉妹校半年コース（特別聴講生）については2科目（現代日本論、日本文化史）の授業を英語で行っている。

#### 〔点検・評価〕

外国人留学生に対して国際交流委員会、留学生担当教官2人の他事務官2人が留学生担当係として日常生活についても気を配り、留学生の学習に必要な環境を整えるべく点検を行っている。留学生室においては日本の伝統文化、日本語教育関連図書、ビデオ等、留学生がいつでも自由に利用できるようになっている。しかし利用者は限られており、より多くの留学生がもっと活用することを望んでいる。

#### 〔長所と問題点〕

異文化をもつ外国人留学生と交流することにより本学の学生にとって様々な国の気候、風土、生活を身近に感じ理解を深めることができる。そしてグローバルな視点に立って考え、判断する力が培われる。また本学では、留学生が附属校において総合学習に参加する機会をもち自国の文化を語る試みが行われている。この試みは、当校の児童、生徒にとっても興味のある機会であり早い時機から異文化を知ることが意義のあることであろう。問題点としては、日本語を始め他の科目においても学力が一定のレベルに達していない留学生もあり、それでも手を取り、足を取り、きめ細かく熱心に指導を行っているために指導教官に負担がかかり過ぎるきらいがある。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

益々国際化していく中で、日本文化の発祥の地である奈良の地域性にかんがみ、留学生の受け入れを更に増やしたい要望もある。このためには、留学生の入試や受入れ体制を考え直していく必要がある。尚、帰国子女に対する入試については現在検討中である。

### （g）教育上の効果を測定するための方法の適切性

#### 〔現状の説明〕

学生に対する教育上の効果を測定し、教育課程や教育方法の改善を図ることの試みは、

現在教官個別に進められており、全学としての取り組みとしてシステム化を行うまでは至っていない。

教官の個別な試みとしては、授業後にいつも試験を行ったり、学生に感想を書いてもらうなどして教育効果を質的・量的なデータで測定している試みや、インターネットを活用した授業評価を行っている教官グループもある(「授業評価と結びつけた大学における遠隔授業実践研究」『奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要』NO.8、1999年、pp.173-181)。

また、本学におけるF. D. (Faculty Development)の研究プロジェクトチームが、過去において試みられた有志の教官による講義の相互観察・相互評価といった大学における授業研究の取り組みを復活させ、現在、各週で相互の授業評価研究を行い始めている。

大学全体の取り組みとしては、現在、教務委員会が、中心となり学生の授業評価の試行や、その結果に基づく評価チェックリストの作成などに取り組みは始めている。

#### [点検・評価]

上記[現状の説明]の項で述べたように、授業に関する調査・アンケートは個別に実施してきたが、それを教育上の効果を測定するための具体的な方法として積極的に開発・活用・運営を行うシステムを作ることはなかった。しかし、現在、システム作りの先行試行として評価チェックリストの作成に入っている。また、ネットワーク上で、シラバスと連携させながら授業評価を行うシステムの開発を行っている。

また学生を対象としたアンケート調査の中でも、特に平成11年3月の自己評価委員会による「卒業生による教育活動の評価」といった追跡実態調査は貴重なものであった。それは、各教官が授業や試験時間を利用して個別に行っている授業理解度の把握を補うものであり、そうした意味では、今後大学として統一的な方式を検討する上での参考資料として評価できる。

#### [長所と問題点]

学生を対象として実施した授業評価の結果は、大学全体の教育課程及び教育方法の改善と、教官と学生の授業をめぐる意識格差の是正に寄与するという長所を持っている。これは、とりもなおさず教員個々の教授法の改善や自己反省のレベルに目を向けるきっかけになるからである。しかしながら、本学では、調査を「意識改革」にまで高め、実際の手だてを講じるどころまで、教官や学生をサポートする組織的な取り組みを行っていく点でまだ弱さを持っている。

例えば、オフィスアワーの設定など、授業以外でも学生の意見を聞き、教員側との相互のコミュニケーションを図っていくことを制度として保証し、1年次(1回生)の時から意識的・体系的な指導を教官が行っていくシステム作りが求められる。本来、「教育上の効果を測定するための方法の適切性」とは、そうした取り組みも含んでなされるべきであると思われ、大学全体としての意識の喚起が望まれる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度の入学生より、『基礎ゼミナール』を組織し、新たなカリキュラムで出発した。学部改組から4年間の2周期を経るまでの間に、「全体像」を把握する全教員と学生を対象としたアンケート調査が企画されている。このような調査を継続し、調査結果に対する大学外部の意見徴収も検討して、大学教育全体の改革・充実を図ることが求められている。そして、そうした調査結果を分析して授業内容等にフィードバックするシステムの確立が求められる。大学全体の「意識改革」も含めて早急に取り組んでいきたい。

#### (h) 学生に対する履修指導の適切性

##### [現状の説明]

平成9年度よりシラバスの作成及びその電子化に着手し、平成10年度からは、現時点ではほぼ理想的と考えられるシラバスのフォーマットを完成している。これに伴って、端末からの学生のアクセスを可能にするための体制を作り上げ実施している。そのため学内各所に端末を設置し、操作方法の実技指導を行い、各講義の中で(とりわけ平成11年度からは全学必修の「情報機器の操作」を1回生前期から展開し、それによってコンピュータネットワークの実践的な活用について集中的に指導している)パソコン端末を使用せざるを得ない状況を設定している。これによって、学生は、授業内容に対する理解、主体的な履修計画を作成するための有力なオンライン情報を受けられるようになり、同時にコンピュータへの初歩的なアプローチの機会を得るようになってきている。これに関わっては、教育実践研究指導センターのスタッフ(とくにセンター長)の全面的なバックアップがあり、また、教員の管理のもとに各研究室からのアクセス指導も実施している。

しかし、入学時点での新生では、まだ、オリエンテーション・ガイダンスだけではオンライン・シラバスで講義を選択することは困難である可能性がある。このため、1回生用に別途講義要項と履修指導の冊子を配布し、それに基づいて綿密・丁寧に、履修指導を行っている。

とくに課程・コース毎に行われる履修指導では、丁寧な指導がなされており、教育課程についての相談窓口にあたる教官も定めて、年間を通して対応している。

平成11年度から開始した、1年次前期の全学生に『基礎ゼミナール』を必修としているのも、ホームルーム的な学生の把握、専門入門、学習への動機づけ、学生間の相互交流の場、等をねらったことである。

##### [点検・評価]

シラバスの作成は、学生に対して授業科目の中で展開される授業内容を提示する役割を果たすだけでなく、教員の授業づくりにも大きな刺激を与える効果をもたらした。すべて

の授業ではないが、印刷物として講義資料を学生への提供に限定していた従来の発想では、不可能なことが、電子化することと一体化して授業評価の効果を実現した。例えば、オンライン・シラバスからオンライン教材を参照できる工夫や、オンライン・シラバスを介して教員と学生が電子メールのやり取りを行うなど方法の指導が可能となってきている。電子メールによる講義時間外での学生指導は、少なからぬ教員がすでに始めており、それほど負担を強いられずに対応できているという感想が聞かれている。これは、授業改善と密接に関わる履修指導において、現在、本学で実施していることとして十分評価できることと思われる。

1回生から行われる基礎ゼミナールは、これから大学で学ぼうとしている学生を、クラスに分け、学生が教員と同じテーブルを囲む形式の授業として展開されており、内容面の指導だけでなく、履修指導としても十分に効果を上げていると判断できる。

#### [長所と問題点]

いつでも、何回でも必要なときに、必要なところを検索して見ることのできる、オンライン・シラバスの作成と電子化は大きな進歩である。1年次前期から必修のゼミナールにしても、本学の目指す人材養成を目指して試行されたものである。両者は、本学の履修指導にとって長所であると言える。

しかしながら、個別に対応を求めてくる学生に対して、制度としてオフィスアワーを制定していない本学は、一部の教員がボランティアで行っており、部分的な教員への負担が存在している。また学生に対しても個別対応の時間が明示されないため、何時教員に聞いていいかわからない、それなら聞かなくてもいいと言う事態を生じさせている点で課題を残している。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

シラバスを学外からもアクセスできるように平成10年度から実施した。これは、大学公開の観点からも大きな意味を持ち、本学を志願する受験生への情報提供の役割も大きいと考えている。これまでの経験を生かして、電子化シラバスなどによる授業情報内容をより充実させていくことを計画している。

新入生に対し、「新入生アンケート」を実施し、その中で、履修登録や時間割作成、カリキュラムなど（例、外国語希望履習科目）について調査している。それらの結果なども参考にして、毎年、教務委員会でワーキンググループを作り、適切に履修指導ができるよう改善・改革を行っているが、一層充実させることを検討している。

(i) 学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

〔現状の説明〕

学生は入学時にシラバスの冊子を配られ、授業科目の選択と4年間の学習計画の手引きとしている。

平成11年度から本学では一科目ずつ復習、予習等十分な時間をかけて学習するために一年間に取れる単位数の上限を定めた。原則として学校教員養成課程は年間44単位まで、総合教育課程は42単位までである。しかし、平成12年度からGPA（グレード・ポイント・アベレージ）を導入することにより、特例措置として、前年度の成績優秀者に対しては制限単位+6単位まで認めることになった。

本学では、学部改組により平成11年度から総合文化課程と教員養成課程の2課程が設置され、それぞれの課程運営委員会において学生指導上の問題などを中心に検討している。特に平成11年度から始まった「基礎ゼミナール」や平成12年度から始まる「総合演習」や「総合フィールド演習」は教科の枠を超えた授業科目であるため、充分それらの展開につき話し合った上で進めていかなければならない。

また、項目(g)でも触れたように、平成11年度よりF. D.（ファカルティ・ディベロップメント）推進プロジェクトが立ち上がり授業の公開（他の教官へ）等を通して授業内容の充実をはかろうという試みが始まった。

教官同士が授業を公開し合い授業の方法を検討し改善することによって、より魅力ある授業内容になるよう取り組んでいる。

学生の授業評価についても一部の科目において試行的に行った。

〔点検と評価〕

シラバスは入学時に配られる冊子とともに、学生はコンピューターでのオンライン検索を通じて授業内容について検討の上、科目を選択できる。

年間単位制限についてはゆとりをもって学習できる反面、複数の免許の取得が困難になるという問題を指摘する声もある。

F. D. 制度に関しては、今後の授業の質の向上に向けての取り組みである。

〔長所と問題点〕

シラバスによって大学の4年間の学習の方向づけ・計画が立てられることは長所である。また学校教育教員養成課程での、基礎ゼミナールのディベート（d e b a t e 討論）においては、自分の考えをはっきり表明できる力を養う等、教師としての表現力の自覚を持つようになる。学校教育教員養成課程での、まず広い視野に立った教員としての資質を磨くことを優先している。このため1年次では教科専門科目を設定せず、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナールⅠ」や附属校園の観察実習を実施する「現代教師論」などの新規

開講の授業を含めた、学部共通科目、学校教育基礎科目、教職専門科目を中心に展開することで、学修の活性化を図っている。しかし、1年次に教科専門科目を履修しないことが、かえって学修の意欲をそぐのではないかという意見も一部では出ている。今後、教科専門科目の位置づけについて、さらに検討する必要があると思われる。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成 11 年度、大学においては大きな改革があったばかりなので、結果や評価はもう少し時を経てから出てくるでだろう。学生の授業評価については、アンケートの内容等含め、方法等検討の上、今後進めていく方向である。

### (j) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育方法上の有効性

#### 〔現状の説明〕

1年次前期の必修ゼミナールをはじめ、人数制限をした対話討論形式の双方向授業は、その効果が学生だけでなく教官相互にも確認されている。また、ネットワークという補助ツールを使って、その有効性を理解した教官が、大きい教室でも、対話討論形式の双方向授業を試み、一方で電子メールで講義時間外に学生と対話をするなどの授業形態や方法を導いてきている。

実際に、学生に示したシラバスをみると、各教官は、「ゼミナール」や「演習」以外にも班別指導や発表形式を重視して学生各自の考えを述べさせたり、討論する授業形態が相当数取り入れられていることがわかる。また、平成 11 年度新入生が、必修で受講した基礎ゼミナールに対して述べている「講義などへの印象」によると、「発言しながら学べる授業の方がおもしろい」「みんなで真剣にディベート参加するのでおもしろい」など、学生に考えさせる授業や実技・実習を伴う授業への興味・関心度は高いことがわかってきている。

また、授業の充実と細かな援助を目指して、大学院生を中心とした、主として実験・実習、演習の授業でティーチング・アシスタントを設けている。これは、学習の成果の向上を図るために利用されている。ティーチング・アシスタントは成果を上げているが、予算の都合上、現在のところ特定授業科目の中でしか実施されていない。

#### 〔点検・評価〕

教員養成の使命を担う本学にとっては、教員となるべき学生の資質向上が求められる。よって個別学生に対する細かな指導を行っていくことが必要不可欠であり、少人数による対話討論形式の双方向授業の必要性が強調され、できるだけ多くの授業科目を少人数にする努力を続けている。授業科目数を増やすことになり、教員に負担を強いることになるが、この方向で進んでいる。

その際、ティーチング・アシスタントの有効性が大きく、ますます活用が増えているの



で、この先少しずつアシスタントの負担が予想される。電子メールによる質疑応答などで、学生の要求に応じていくことが課題となっている。

#### [長所と問題点]

少人数の対話形式の双方向授業は、学生からの評価も高く、授業内容を精選するうえでも効果を上げている。このスタイルの授業を増やすため、教室整備の努力を続けている。しかし、より効果的な授業を展開するためには、各教室に視聴覚機器、情報関連機器を整備するなど学習環境面での整備が必要である。しかし、これは必ずしも充分とは言えない。

ティーチング・アシスタントの活用は、教員にとっても受講している学生にとっても効果をあげているだけでなく、ティーチング・アシスタント自身の学習に好影響を及ぼしている。一層活用されるべきと考えているが現行の予算上では活用に限度がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学が目指す理念・目的に沿った学生を教育するために本当に必要なのは、[長所と問題点]で述べたような、少人数の対話形式の双方向授業等、日常的に展開されている学習環境の整備など具体的な問題の点検・そして個別次対応である。

## ②大学院研究科の教育課程

(a) 大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

### [現状の説明]

奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理念と実践に関する優れた能力を有する教員を養成することを目的（奈良教育大学大学院規程第1条）に、昭和58年4月に開設した。創設以来、大学院設置基準第三条「広い視野に立って清新な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という基盤に立って、21世紀初頭の社会状況を展望しつつ、学校教育に携わる者の、理論と実践の能力を高めることを目的として日々努力を重ねてきた。

学術研究の著しい進展と学校教育現場の実体の両面に対応することができ、一般社会へも心を開き、その教育とレベルアップに携わる度量を持った研究者・教育者の育成は、日本の将来のために必要であることは言うまでもない。

本教育学研究科は学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、美術教育専攻の6専攻で発足し、引き続き音楽教育専攻（昭和59年）、保健体育専攻（昭和60年）、英語教育専攻（昭和63年）、技術教育専攻（平成元年）、そして家政教育専攻（平成2年）が加わり、11専攻をもって完成した。以下、学校教育専攻以外の10専攻を教科教育専攻と総称する。また各専攻の中に専修という分類が設けられている。平成11年度からは、昼夜開講の拡充として、現職教員等の対象の夜間コースを開設した。

教育課程における授業科目は、「学校教育科目」、「教科教育科目」及び「課題研究」からなっている（奈良教育大学大学院履修規程第3条）。

「課題研究」は学位論文の研究に関連して、1年次の「課題研究Ⅰ」（2単位）と2年次の「課題研究Ⅱ」（2単位）の併せて4単位を必修とし、研究指導教官と専修関係教官の指導助言により課題を定めて研究を行う。

履修（修学）方法については、以下に説明するA及びBの方法がある。

- A 自己の専修する領域を中心に所属する専攻について高度の実践的・理論的研究を進める方法
- B 自己の専修する領域を中心としながらも、他の専修・専攻にわたる幅広い教科領域について研究する方法

A、Bいずれの場合にも、学生は指導教官の指導のもとに履修計画を立て、修士論文を作成しなければならない。その場合、必要に応じて関係教官の指導助言を受けることができる。

学生は各専攻・専修と修学方法に応じて、それぞれ次の単位数以上の授業科目を履修しなければ

ならない。

学校教育専攻にあつては、学校教育科目 16 単位、教科教育科目 4 単位、自由選択 6 単位、課題研究 4 単位、合計 30 単位

教科教育専攻にあつては、学校教育科目 4 単位、教科教育科目 8 単位（授業研究 2 単位を含む）、教科科目 8 単位、自由選択 6 単位、課題研究 4 単位、合計 30 単位。

また、履修方法に関しては、以下の条件も設けられている。

- ①学校教育専攻にあつては教科教育科目は、他専攻で開設する授業科目から選択履修する。
- ②教科教育専攻にあつては学校教育に関する科目は、学校教育専攻で開設する授業科目から選択履修する。
- ③いずれの専攻の場合にも、各専攻（教育学、教育心理学を除く）の授業科目を 2 単位以上履修しなければならない。
- ④自由選択単位については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修できる。
- ⑤課題研究については、指導教官と専修関係教官の指導により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教官の指導のもとに附属学校（園）、教育実践総合センター等の協力を得ることができる（奈良教育大学大学院履修規程第 4 条第三号）。

現職教員の院生には、大学設置基準第 14 条に定める履修方法の特例を認めている。第 2 年次に勤務校に復帰し、夜間その他特定の時間または時期において定期的に授業及び研究指導が受けられる。

さらに、平成 11 年度より開設された夜間コースの院生（現職教員）に対しては、第 1 及び 2 年次ともに上記の履修方法の特例を認め、2 年間にわたり夜間その他の時間または時期において定期的に授業及び研究指導が受けられるようになった。

学部開講科目の聴講について、本研究科における研究上、特に教育研究上支障がないと認められる場合には、研究科会議の許可により認められる。

#### [点検・評価]

大学院研究科の定員等は図 2-1 に示されているが、平成 11 年度における教育学研究科 11 専攻の入学者数は定員 60 名に対して 68 名(113%)、また在籍院生数は収容定員 120 名に対して 144 名(120%)と十分に充足されている。

本大学院が教員養成の大学院として設置され、それに対応した教育課程が編成されており、平成 3 年度から奈良県からの派遣教員を受け入れている。平成 3 年から 11 年までの派遣教員数は 41 名であり、年度別の派遣数は、平成 3 年 3 名、平成 4 年 2 名、平成 5～7 年 4 名、平成 8 年 3 名、平成 9 年 6 名、平成 10 年 8 名、平成 11 年 7 名である。

派遣教員 41 名を専攻（専修）別にみると、学校教育専攻 12 名（教育学 2、教育心理学 8、障害児教育 1）、国語教育専攻 4 名（国語科教育 3、国語・国文学 1）、社会科教育専攻 5 名（社会

科教育3、歴史・地理2、人文・社会0)、数学教育専攻3名(数学科教育3、数学0)、理科教育専攻6名(理科教育4、物質科学0、生命・地球科学2)、音楽教育専攻0名(音楽科教育0、音楽0)、美術教育専攻2名(美術科教育0、美術2)、保健体育専攻4名(保健体育科教育4、体育学0、運動学0、学校保健0)、英語教育専攻3名(英語科教育3、英語・英米文学0)、技術教育専攻2名(技術科教育2、技術0)、家政教育専攻0名(家庭科教育0、家政学0)となっている。また、平成11年度の夜間コースの大学院への入学者は、初年度にもかかわらず、9名であった。現職教員の派遣数の専攻による偏りはあるが、派遣数が多くなっていること、及び夜間コースへの入学者が多いことから、本大学院に対する「現職教員の再教育」という期待が大きいことを実証しているとして評価できる。

次に、教職志望者に対する学部からの継続高次教育機関としての本大学院を受験者の動向から検証する。平成元年度から本大学院を志願した累計1355名のうち、本学学生が571名で、他大学生が784名となっている。また、外国人留学生が平成3年～4年にかけて急増し、その後、多少の変動はあるものの高い数値を維持している。このことは、教職志望者に対する本大学院の社会的役割の大きさや、グローバルな視野での期待の膨らみを示唆するものと評価できる。

#### [長所と問題点]

本大学院は、学校教育の高度化と多様化に対応し、専攻分野におけるより高度な研究・教育に資する機関として現職教員の受入れを進めている。平成3年から奈良県からの派遣教員数は増加し、ここ3年間は6～8名と安定している。平成9年度は6名、平成10年度は8名、平成11年度は16名の現職教員を受け入れている。さらに、平成11年度から全専攻が昼夜開講となり、特論・演習のメニューを充実させている。現職教員においては、夜間コースは好評である。こうした大学院の改革・進展にともなう、大学における研究教育の中心となるべき図書館も協力し、土曜日の全日開館に踏み切り、大学院教育に貢献している。本学研究科は、今後さらにより質の高い、充実した研究教育を展開させ、教科カリキュラムの充実、教官と院生との密接な交流を計ることが必要である。特に研究者育成という面では修士課程の2年間は問題もあるので、現在計画中の大阪教育大学大学院関西連合教育学研究科博士課程の早期開設へ積極的に働きかける必要がある。

本学研究科に多数の現職教員(派遣教員及び夜間コースの現職教員)が修学していることは、教職経験のない大学院生や学部学生にとって教育現場の情報を知る機会を提供され、各種の大きな教員養成上の相乗効果をもたらしている。さらに、指導する教授陣にとっても現職教員の存在は教育現場の実態を考慮した教授法の開発等の研究面で大きく貢献している。

現職教員以外の教員志望学生が大学院修了後に教育職への就職を希望しても、児童数が減少、教員採用数が限られた中では非常に厳しい現状になっている。

国際化に対応するために、外国人留学生の受入れを積極的に進めている。外国人の志願者のために、専攻によっては学力検査の外国語科目に「日本語」を設定している。この10年間(平成2～11年)からのデータによると、毎年、3～11名の外国人留学生が入学している。これらの学生は、研究活動の面での国際交流を促し、日常的な交流でも日本人の学生達に良い刺激を与えている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学研究科は学部生以外の現職教員にも広く門戸を開いており、地域の教員の再教育に貢献している。

本学研究科は、今後更に質を高め、しかも多方面の研究・教育が有機的に展開していくために、次のような点について、検討、考慮すべきであろう。

- 一、本学研究科独自の授業科目等の検討を通して、現職教員再教育も含めて、奈良県の地域性も加味した、バランスのとれたカリキュラムの実現が必要であろう。
- 二、教育実践を基礎とする博士課程の構築に向けての検討が必要であろう。そのためには、大阪教育大学大学院関西連合教育学研究科設置準備委員会への積極的な働きかけが不可欠である。
- 三、現代的ニーズに応えた幅広い授業科目設定を実現する上で、これらを担当できる非常勤講師の招聘措置に関する検討が必要である。
- 四、研究指導担当教官の業績評価にあつては、しっかりした専門の業績に加えて、その専門領域および一般社会での全国的な知名度もある程度は配慮されるべきである。

「教員養成における大学院修士課程の活用」については、現職教育の取り組みを中心に検討が加えられ、平成11年度より、「昼夜開講制の拡充」として、夜間コースが設定された。今後は、奈良県の現職教員及び一般の社会人を対象に実施したアンケート調査から得られた地域及び現代的ニーズに応じて行く必要がある。この一環として、附属センター（自然環境センター及び教育実践総合センター）に所属する教官が担当する科目を新規に順次加えながら、開講科目の充実をはかることが検討されている。

#### (b) 教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

##### [現状の説明]

学生の教育指導並びに学位論文の作成を通じた研究指導は、学生ごとに専攻・専修の研究指導教官を定めて行われる（本学大学院規程第11条）。学位論文は、研究指導教官の指導のもとに履修計画を立て、必要な研究指導を受けて作成し、学位論文審査委員会の審査を受けなければならない。その場合、必要に応じて関係教官の指導助言を受けることができる。なお、学位論文は、専攻・専修の種類に応じ、研究指導教官の許可を得て、作品及び関連論文をもってかえることができる。

学位論文を提出しようとする者は、本学大学院修士課程に1年以上在学し、15単位以上を修得して、在学2年目の9月30日までに、研究指導教官の承認を得て、論文題目を研究科長に届け出ることを課している。さらに、学位論文の審査を受けようとする者は、12月10日までに審査請求届を研究科長に提出し、翌年の1月20日までに論文を提出しなければならない。学位論文が審査に付されると、研究科会議で学位論文審査委員会が設置され、そこで2月14日までに、学位論文の審査及び最終試験が行われる。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

研究指導教官については、入学当初に学生に希望する専門分野での修士論文の研究計画を作成させ、それを参考にして各専攻・専修に対応する専門分野の教官をそれぞれの学生の研究指導教官とし、研究科会議で決まる（平成10年度は、5月12日に研究指導教官が承認）。各学生は、研究指導教官の研究室に所属し、研究指導教官は、担当の各学生の履修の指導、研究及び学位論文の指導にあたり、修了するまできめ細かく継続的に指導を行っている。教育課程にあっては、「課題研究」を学位論文の研究に関連して1年次と2年次を通じて必修科目とし、研究指導教官の下で2年間にわたり直接の研究指導が行われる。研究指導教官は、学生の教育・研究指導に重い責任をもっており、系統的・総合的にマン・ツー・マンできめ細かい指導を行うなかで、担当の学生が教員としてまた研究者としての資質を磨き、研究方法を体得して、それぞれの分野で理論的にも実践的にも活躍できるよう配慮している。

研究指導の密度の高さは評価できる。また、大学院規程第10条に基づき、現在、近隣の5大学5研究科との間で単位互換協定が制定されており、研究指導教官と十分に話し合った上で、他大学の大学院における授業科目を履修でき、必要な研究指導を受けることもできる。

平成10年5月にリサーチ・アシスタント実施要項が制定され、研究支援体制の充実がなされている（表4-5）。

現職教員の学生に関しては、履修方法の特例の適用が規定上整備されており、特例による履修を行っている者がある。平成11年度からは、特例措置を適用する「夜間コース」を開設し、現職教員の大学院での学習の機会が拡充されている（平成11年度「夜間コース」入学者、9名）。

論文題目及び論文の提出は、研究指導教官の許可の下に行われる。学位論文を審査する審査委員会は、当該専攻・専修内の関係教官の中から研究指導教官（主査）を含め3名以上をもって構成される。この研究指導体制で、入学者は研究科2年間の修学でほぼ全員が修了し、学位の授与を受けている事実は、研究指導教官制度が実効性の高い成果となっていると評価できる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学大学院研究科の理念・目的を実現するために、常に教育課程の整備に心がけている。そうしたなかで、平成11年度から実施された学部改組、平成12年度の教育実践研究指導センターの総合化さらに、国立の教育系大学に求められている今日的課題への速やかな対応等の状況下、教育研究上の組織の整備が必要とされる。現在、以下の諸点を中心に検討を進めている。

##### 1) 現在の11専攻・27専修についての検討—大学院設置基準の弾力化への対応及び大学としての講座組織の柔軟化と併せて検討

現在の11専攻には、必置科目を設け、そこに(合)教官を配置している。しかし、現在の地域のニーズに対応するためには、この必置科目に(合)教官を配置するという枠をはずし、柔軟にカリキュラムを組み立てることが検討されている。

##### 2) 修士論文の教育大学としての高度専門化に対応する研究指導

修士論文は、本学の教育課程の性格を反映したものである。教育学研究科として、文学研究科、

理学研究科等とは異なる独自の修士論文が望まれるが、そのための学校教育をにらんだ研究指導等について検討されている。

3) 現職教員における修士論文の代替処置

「現職教員の再教育」機関として、本学大学院を位置づけると、これから「夜間コース」への現職教員の入学が増加することが予想できる。しかし、夜間の限られた時間内での修士論文の作成は修士論文の質の低下を招く危険性があるとともに、現職教員自身の課題に即した学習時間を制限する可能性もある。それ故、本学大学院の目的に則った、修士論文の代替措置が検討されなければならない。

4) 教育課程の問題とも関わって、SCSの活用も含めた他大学大学院との単位互換協定の拡充

SCS (space collaboration system, 衛星通信大学ネットワーク) の活用は本学大学院において徐々に重要な位置を占めてくると予想できる。その有効な活用について検討されなければならない。

5) 昼夜開講の一般社会人への拡充

現職教員以外の一般社会人に対する調査によれば、本学大学院への入学志望は低くない。すでに、このような一般社会人を受け入れている大学院の実態を調査し、受け入れの是非を検討されなければならない。

6) 修了生フォローアップのための学会等の設立

平成11年7月に、本学大学院修了生のフォローアップ(再研修)の機能を含めた「奈良教育実践学会」が設立された。徐々に会員数は増加しているが、より魅力ある学会とするための具体的な方針が検討されている。

---

表4-5

○奈良教育大学リサーチ・アシスタント実施要項 平成10年5月20日制定

(目的)

第1 この要項は、奈良教育大学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、奈良教育大学が行う研究プロジェクト等に、優秀な大学院博士後期課程在学者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第2 第1に定める研究補助業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

(研究プロジェクト等)

第3 「研究プロジェクト等」とは、奈良教育大学の学部、研究科及びその他の研究施設において特定の研究課題やテーマについて、一定期間編成される研究チームが共同して取り組む課題性を持った研究活動をいう。(特定の研究経費を利用した研究プロジェクトに限らず、相互に研究経費を持ち合った学内プロジェクト的な臨機応変に組織される研究活動を含む。)

(資格)

第4 リサーチ・アシスタントとなることのできる者は、次の各号に該当する者から選考する。

- 一 大学院博士後期課程に在籍している者のうち、在学期間が3年を超えない者
- 二 将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者
- 三 リサーチ・アシスタントの業務が自己の学業の進展を妨げないと判断される者

(職務内容)

第5 リサーチ・アシスタントは、奈良教育大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、リサーチ・アシスタントを受け入れることとなる教官(以下「受入れ教官」という。)の指導のもとに当該研究プロジェクト等に必要な補助業務を行う。

(選考)

第6 選考は、各研究プロジェクト等ごとに選抜された者について、本研究科運営委員会において審議のうえ決定する。

(任用等)

第7 リサーチ・アシスタントの身分は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

- 2 1人当たりの採用時間は、原則として1週間当たり20時間程度を上限とし、通算200時間以上を標準とする。
- 3 研究プロジェクト等の代表者は、前項の勤務時間が当該学生の通常受ける研究指導授業等に支障を与えないよう配慮する。

(給与)

第8 予算の範囲内において手当を支給する。ただし、手当は時間給のみとし、他の手当は支給しない。

- 2 1時間当たりの手当は、その者を教育職俸給表(一)による常勤の職員として採用した場合に受け取ることとなる俸給月額、調整手当の額を基礎として算出した額の範囲内の額をもつて時間給とする。

(実績報告)

第9 受入れ教官は、毎年度の終わりに当該年度のリサーチ・アシスタントに係る実績報告書を学長に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書の様式は、別記様式のとおりとする。

(運用等)

第10 研究プロジェクト等の代表者は、リサーチ・アシスタントに研究補助業務を行わせるに当たっては、この制度の趣旨に則り、次の各号に定める措置を講じるなど、適正な運用に努めなければならない。

- 一 研究補助業務に関する事前の適切なオリエンテーションの実施
- 二 受入れ教官による継続的かつ適切な指導・助言
- 三 リサーチ・アシスタントからの意見聴取の仕組みの確保

(その他)



第11 この要項に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントの実施に関し必要な事項については、本研究科委員会が定める。

附 則

この要項は、平成10年5月20日から施行する。

---

(c) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

[現状の説明]

本学大学院は、社会人のなかでも特に現職教員等に対する特別の配慮をしてきた。これまでも、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を2年次（1年間）に実施してきたが、それに加えて、平成11年度から、1・2年次（2年間）にわたって特例措置を適用する「夜間コース」を開設し、大学院での学習の機会を拡充することとした。

具体的な実施方式を以下に示す。

1) 1年次フルタイム・2年次定期通学方式

- ①修業年限2年のうち、第1年次は昼間（9:00～17:00）での授業及び研究指導をフルタイムで受け、課程修了に必要な30単位のうち24単位を習得する。
- ②第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位を習得する。
- ③第2年次は、夜間コースの授業も受講することができる。

2) 1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間コース）

- ①修業年限の2年間とも夜間（18:00～21:10）での授業及び研究指導を受け、課程修了に必要な30単位以上を習得する。
- ②授業及び研究指導は、夏季・冬季休業期間中及び土曜日の午後にも開設することがある。
- ③休業期間中の昼間での集中講義を受講することができる。

外国人留学生に対しては、入学者の選考において特別選抜を実施しているが、教育課程の編成面では特に準備していない。但し、国費による教員研修留学生に対しては日本語と日本文化に関する特別授業を開設している。

[点検・評価]

平成11年度より夜間コースの授業が全専攻において実施されることになり、現職教員に対し、広く門戸が開かれることとなった。今後の運営の円滑化が望まれる。

留学生に対する特別の授業は展開されていないが、指導教官による個別指導は適切に行われていると判断する。

#### [長所と問題点]

現職教員等に対する特別措置として夜間コースが開設されることによって、本学研究科がより一層現職教員の研修機関としての特色をもつこととなった。しかし、夜間コースの開設により教官の授業コマ数が一気に増え、教官の負担がかなり過重になっている。また、留学生担当教官による教員研修留学生に対する日本語及び日本文化の授業は好評を得ているが、各専攻における留学生に対する特別授業が無く、指導教官の個別指導だけでは不足する面も見受けられる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後ますます現職教員の大学院での研修が重要になってくるであろう。学部卒業後すぐ本学研究科に入った学生と現職教員等が共に学ぶことによって、今日教育現場が抱える諸問題にもより適切に対処できる実践的な教育を学ぶことが可能となろう。また、そのような教育臨床に力点をおいた教育課程の編成や履修方法への改善を行う必要がある。

本学研究科は長年、東南アジアや中南米等から教員研修留学生を受け入れてきた実績がある。今後もその経験を生かし、外国の学校教育現場の教員研修機関としても貢献していくことが期待される。さらに、本学が奈良県の北部に位置することから、奈良県中部以南の現職教員への対応が不十分であった。今後は、奈良県教育委員会等の協力を得て、奈良県中部におけるサテライト教室（出講教室）での大学院授業の開講をはかることが必要である。そのためには、上述した教官の負担を考慮し、学部カリキュラムのスリム化のための検討及び大学院昼間及び夜間コースの開講時期の調整が肝要である。

#### (d) 教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

##### [現状の説明]

本学研究科における履修科目は、科目毎に行われる試験、レポート、授業中の発表や受講態度などを総合的に評価して、「優」、「良」、「可」、「不可」に判定し、「可」以上をもって合格としている。また、修士論文は、専攻又は専修に関する主題で、教員としての専門的資質を高め、学校教育ないし教科教育の進展に寄与しうる内容を有する学術論文であることが求められている。論文の審査は、当該専攻内の関係教官の中から指導教官を含め3名以上をもって構成される審査委員会において行われる。論文審査とともに、口述または筆記の最終試験に合格した者には研究科会議の議決を経て、修士の学位が授与される。

大学院修了後の進路状況は指導上の効果を反映しているが、教員、及びそれぞれの専門的知識を生かした職種についており、指導が適切であることを示している。

##### [点検・評価]

履修科目の評価及び論文の審査等は、厳正かつ公正に行われている。合格した修士論文は、製本して図書館に所蔵され、公開されている。

#### [長所と問題点]

履修科目の評価は、各科目毎に担当教官によって絶対評価により適切に行われているものと判断するが、その評価の判定は担当教官に委ねられている。このため、教官により評価の基準は一定していない可能性もあると思われる。

修士論文の審査は、3名以上の教官の合議により、適正に実施されている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

履修科目の評価は、担当教官の判断でなされており、今後は評価基準について専攻内において共通の理解を得て、より客観的な評価が実施されるよう努力する必要がある。

修士論文についても、専攻内の教官による評価に止まらず、他大学との同分野の学問交流によりその研究成果と一層客観的な評価ができるよう努めるべきであろう。

### (e) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

#### [現状の説明]

他の大学の大学院の授業科目の履修と修得単位の認定については、奈良教育大学大学院規程第10条第3項で、当該大学との協議のうえ、当該他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。その際、単位互換は10単位を超えない範囲で認めることができると規定されている。

また、同第10条第5項で、他の大学の大学院又は研究所等と協議の上、研究指導を受けることができる。ただし、指導期間は1年を超えないものとする。

現在単位互換協定を締結している大学・研究科は次の通りである。

奈良女子大学大学院人間文化研究科、滋賀大学大学院教育学研究科、京都教育大学大学院教育学研究科、大阪教育大学大学院教育学研究科、和歌山大学大学院教育学研究科

さらに、同第10条の2で、本学の大学院に入学前に他の大学院（外国の大学を含む）において履修した科目単位は習得したものとみなされる。

#### [点検・評価]

これまでに、本学に近接する奈良女子大学大学院、京都教育大学大学院、大阪教育大学大学院との間で単位互換制度が活用されている。活用を希望する学生は、指導教官と十分に話し合い、研究科会議の議を経て履修が許可される。

現在、夜間コースを開講しているが、このコースについてはまだ単位互換は認めていない。

#### [長所と問題点]

学生の研究内容の拡大や進路選択に自由度を持たせるためには、本学以外の大学の授業科目の履修範囲を拡大することは望ましいことである。

ところで、大学院を修了するのに必要な履修単位数は合計30単位である。このうち、所属専攻と他専攻の教科科目が8単位、自由選択科目が6単位、合計14単位である。

もし、単位互換で最大10単位を本学以外の1大学で履修すると、本学で履修する教科科目と自由選択科目の単位数を大幅に越える。これでは、教育・研究を深めるための本学の目的と理念は達成できず、在籍する意義が薄れよう。このため、1大学のみを履修する場合、10単位以下の単位制限を設けることも検討されるべき問題点であろう。

[将来の改善・改革に向けた方策]

本学教育学研究科の目的や役割を果たすためには、大学側の教育・研究のレベルアップは勿論のこと、学生側から要求される魅力ある教育・研究内容を推進すること、また教育・研究設備の充実を図ることが必要である。そして、本学から一方的に他大学に履修しに行くのではなく、本学と他大学間で単位互換をする学生が多くなるように努めなければならない。

(f) 修士学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状の説明]

本学大学院研究科では、奈良教育大学学位規程第2条3項に規定される本学修士課程を修了した学生で、同4条2項に規定される学位論文等の審査及び最終試験に合格した学生に対して、修士の学位を授与している。審査方法は、研究指導担当教官を含め3名以上の教授・助教授からなる審査委員会が学位論文の審査と最終試験に当たり、その結果を研究科会議に報告し、合格と認められた学生に学位を授与している。

最近5年間の年度別の授与状況は、次のとおりである。(表4-6)

表4-6 大学院教育学研究科学位授与状況表

専攻	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
学校教育	8	8	8	9	9
国語教育	8	3	6	7	4
社会科教育	3	6	7	4	7
数学教育	5	3	4	5	5
理科教育	8	8	8	7	9
音楽教育	6	7	7	4	4
美術教育	9	13	7	6	13
保健体育	6	5	6	6	4
英語教育	3	5	4	2	3
技術教育	4	0	2	3	1
家政教育	4	3	1	1	2
合計	64	61	60	54	61

[点検・評価]

入学定員は60名であり、平成6年度と10年度を除いて、学位授与者数は定員を満たしている。

学位論文の研究指導は本学研究科担当教官があたり、基本的には2年間で研究を遂行し、修士論文を完成した後、学位論文として審査及び最終試験を受ける。なお、専攻間で統一した審査基準及び最終試験の内容は規定されていない。また、専攻の種類に応じて、作品及び関連論文をもって学位論文に代えることができるとされている。

#### [長所と問題点]

教育関係諸科学を研究しつつ、教育実践に関する理論と実践のより科学的な検討が行える高度な資質と能力を有する教員の育成が図られている。学位論文の審査は、本研究科担当の教官で構成する研究科会議の審議を経て行われるが、その基準としては各専攻の審査及び最終試験の評価が尊重されている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

学位の基準を維持するために、在学中に研究している内容に関連する学会で積極的に発表し、その学会誌に投稿して、研究の成果を公表するよう努めるべきである。

また、他大学との単位互換、研究指導を受けることが認められていることから、単位互換を活用した大学、研究指導を受けた大学、研究所の教員にも論文審査に加わってもらうなどの試みも必要であろう。

### ③生涯学習

#### (a) 生涯学習への対応と、そのための措置の適切性、妥当性

##### 〔現状の説明〕

本学が広く生涯学習に対する地域社会の要請に応えるべく進めてきたものとして、特に「ア. 公開講座」、「イ. 教育面での現職教員の受け入れ」、「ウ. 教育関連職員の免許・資格に関する各種の講習会」がある。また、生涯学習に関わる人材養成の場として、平成11年度より本学教育学部における総合教育課程のなかに「エ. 生涯学習コース」を設置している。

##### 「ア. 公開講座」

公開講座は昭和48年頃から始まり、今日一般市民や現職教員等を対象に拡充している。平成11年度は11件実施しているが、通常、文部省公開講座実施要項による開催形態である（表4-7平成11年度公開講座開設一覧参照）。これらの講座のなかで、特に「スポーツ教室」は昭和48年に開講され、平成11年まで27年間継続して実施してきた。しかも、「母と子の水泳教室」、「婦人水泳教室」、「子供水泳教室」、「硬式テニス教室」、「バレー教室」、「ダンス教室」、そして「卓球教室」と数多くのスポーツを題材として開講されている。

公開講座の担当講師は、主として本学の専任教員であるが、テーマによっては学外の専門家や経験豊富な現職教員も参加している。講座のなかには、本学の学外施設（例：自然環境教育センター奥吉野実習林）などを活用し、体験的学習に充てているものもある。なお、受講修了者にはそれぞれ修了証書を交付している。

##### 「イ. 教育面での現職教員の受け入れ」

現職教員の受け入れは、主に大学院生、学部生、および研究生とに位置づけられる。平成11年度において大学院入学者68名（外国人留学生含まず）のうち、現職教員は16名（23.5%）を占めている。また、特殊教育特別専攻科（情緒障害教育専攻、入学定員15名）にも学部生として入学している。そのほか、講座によってはこれまで他府県（京都府、宮崎県など）から内地留学として派遣される教員を研究生として受け入れている。

##### 「ウ. 教育関連職員の免許・資格に関する各種の講習会」

社会教育法第9条第5項および社会教育主事講習等規定に基づいて文部省からの委嘱を受け、近年では平成9・10年度「社会教育主事講習」を実施している。平成10年度は、受講者数66名、講師陣41名、合計107名であった。

また、学校図書館法第5条3項に基づいて「学校図書館司書教諭講習」を、文部省の委嘱を受けて十数年来行なっている。平成11年度の受講者は120名であった。

さらに、教育職員免許法第9条第2項の規定に基づいて、奈良県からの依頼によって、主に二種免許状を保有している教員を対象に、一種免許状に認定する講習（「奈良県教育

職員免許法認定講習)を行なっている。平成11年度では、奈良県のみならず、京都府、大阪府、三重県、兵庫県からの教員が参加し、100名を超えている。

#### 「エ.生涯学習コース」

平成11年度に教育学部において新しく再編された「総合教育課程」のなかに、「生涯学習コース」(入学定員30名)が設置された。このコースは、生涯教育臨床、健康・生涯スポーツ、国際理解教育専修の3専修から成り、生涯学習の理論と実践に関する科学研究を踏まえて、各領域において教育的能力を発揮できる人材の養成を目指している。

#### 〔点検・評価〕

これまで地域社会の要望に応えるべく、生涯学習に関わる人材養成とともに、生涯学習の場や機会の提供に目を向け、この側面での機能の充実を図ってきた。生涯学習は、社会に対しても、本学自身の活性化にとっても有意義であり、今後も拡大継続すべき役割がある。参加者・受講者からも概して好評であるが、地域社会のニーズと効果について継続的に調査することも必要である。

#### 〔長所と問題点〕

継続的に開催している公開講座、教育委員会との協力のもとで実施されている各種事業などは体系的な内容を学習できるという拠り所がみられる。ただし、公開講座を取り上げてみた場合、企画・運営は必ずしも全学的な組織・機能に位置づけられているとは言えず、各講座、各センター、各教室と個別に運営している状況にある。また、公開講座の受講料が高いとの指摘もあり、無料の公開講座を近隣の私立大学で行なっている現実をみた場合、検討すべき課題である。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学が奈良市民に行なった調査(平成9年12月)によると、本学の「施設・設備の開放」といったバード的側面以上に、「市民向け各種行事の企画」、「職員・学生による地域ボランティア」、「自治体などとの市民向け共催企画」といった、いわばソフト的な「大学開放活動」を今後の重点的分野として強く求めていることである。

このような生涯学習活動を推進していくためには、運営基盤となる人的組織や事務局を必要とする。大学として地域社会と連携した生涯学習について、具体的、体系的に研究し企画・運営から点検・評価まで定常的に行なう「生涯学習センター」設立に向けて具体的に検討することも求められる。

またこれまで行なってきた生涯学習関連事業の構造化を具体的に進めるとともに、公開講座に向けての全学的取り組みや全学統一テーマでの開催も検討する必要がある。行政機関、マスコミ、OBなどの協力を得て、広報活動を推進することも重要である。さらに、生涯学習事業自体、実施に関わる負担も大きく、またサービスの業務であるという認識があることから、教員の研究・教育実績として反映させるような方途も必要である。

## 平成11年度 奈良教育大学公開講座等開催一覧表

講座名	日時	対象	実施場所	募集人員	実施教室	備考
奈良の自然と食文化	5月8日(土), 29日(土), 6月5日(土) 6月26日(土), 7月10日(土) (計5日 10時間 14:00~16:00)	一般成人	自然環境教育センター奈良 良実習場 (一部県農業試験場茶業分場)	20人	自然環境教育センター	受講者 28人
米づくり体験教室	5月8日, 6月12日, 10月9日, 11月13日, 11月27日	小学生・中学生及びその保護者	自然環境教育センター奈良 良実習場	20組 40人	自然環境教育センター	受講者 29人
スポーツ教室	7月21, 22, 23日 9:00~12:00 (計3日 9時間)	小学1年生 ~ 4年生	奈良教育大学アール 小学校アール	70人	保健体育	受講者 80人
「夏の庭で楽しむ」 — 一期生編 —	7月23~25日 2泊3日 15時間	親子(小学生以上)	自然環境教育センター奥 吉野実習林	15組 30人	自然環境教育センター	受講者 12人
ナマの英語を聞くコツ (初級編)	7月26日~8月6日 10:00~12:00 土曜 (計10日 18時間)	識字・大学生・一般成人	附属教育実践研究指導センター	20人	奥田教官	受講者 41人
教師のためのインターネット活用講座	8月2~4日 10:00~17:00 (計3日 18時間)	コンピュータに触ったことがある現職教員	情報処理センター	30人	附属教育実践研究指導センター	受講者 22人
初級パソコン実用講座	8月17~20日 10:00~16:00 (計4日 20時間)	一般成人	情報処理センター	30人	情報処理センター	受講者 30人
中級パソコン実用講座	8月24~27日 10:00~16:00 (計4日 20時間)	一般成人	情報処理センター	30人	情報処理センター	受講者 32人
教師のためのネットワーク構築・整備・活用講座	12月25・27日 10:00~17:00 (計2日 12時間)	学校のネットワーク管理者 (候補者)	情報処理センター	10人	附属教育実践研究指導センター	受講者 9人
不登校のアセスメントの着眼点と対応の仕方—精神医学, 行動療法, 精神保健の立場から—	12月4, 11, 18日 13:00~17:00 (計3日 12時間)	現職教員・院生等	附属教育実践研究指導センター	20人	附属教育実践研究指導センター	受講者 29人
歌唱における表現活動	11月2, 9, 16, 30日 19:00~20:00 (計4日 4時間)	一般成人	音楽棟	20人	音楽 (声楽)	受講者 15人
計 11件						